

(制度名： 事業用自動車運転者に対する適性診断 (旅客))

(自動車交通局安全政策課)

1. 制度の概要

旅客自動車運送事業者は、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。

- ・ 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者
- ・ 運転者として新たに雇い入れた者
- ・ 65歳以上の高齢者

2. 指定、登録等の基準

○旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（抄）
（従業員に対する指導監督）

第三十八条（略）

2 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。

一 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者

二 運転者として新たに雇い入れた者

三 高齢者（六十五才以上の者をいう。）

3 前項の規定による認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する適性診断について行う。

一 適性診断を実施する者の職員、診断の実施の方法その他の事項についての診断の実施に関する計画が診断の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の診断の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

4～8（略）

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
ヤマト・スタッフ・サプライ(株)	平成 18 年 11 月	東京都港区港南 2-13-26 03-3471-9462	2. の基準を満たすと判断されるため。

※対象法人以外の認定機関

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

法令等により、指定、登録等に係る事務・事業（サービス）に係る料金の設定に当たって、国が関与することとはされていない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年9月1日現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定。